

# 学童保育数は1万7,495か所に 入所児童数は約79万人に

— 増えているがまだまだ足りない —

私どもは毎年、全国の学童保育数についての調査を行っています。2008年5月1日現在の学童保育数の調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

1997年の児童福祉法改正により学童保育が法制化されて10年目を迎えました。この間、共働き・一人親家庭の増加や、安全対策を考えて学童保育を必要とする家庭がますます増えています。

国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」で学童保育の利用児童数を「10年間に3倍」にする目標を掲げました。私たちのその着実な実現を求めています。

## 今回の調査でわかったこと

- **学童保育数は1万7,495か所になった**  
昨年と比べて827か所増えている  
児童福祉法に位置づく法制化後の10年間で、7800か所増えている
- **入所児童数は増えており、78万6,883人の子どもが利用している**  
昨年と比べて4万2000人増えた。5年前と比べて25万人も増えている
- **しかし、まだまだ足りず、大規模化がますます進行している**  
入所児童数の増加に学童保育の設置が追いついていない  
子どもに負担を強いる大規模な学童保育が激増している
- **学童保育の設置率は、自治体によって大きな差がある**

## 安心して学童保育を利用できるようにするための課題

- ◆ **必要とする子どもすべてが入所できるように、「10年間で3倍」の確実な実現を**  
「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」で打ち出した目標の実現
- ◆ **量的な拡大と同時に質的な拡充も急務の課題**  
安全・安心な学童保育をつくるために、厚生労働省が初めて策定した「ガイドライン」にとどまらず、学童保育の設置・運営基準をつくり、それを実現できる財政措置が必要です。
- ◆ **施設確保、指導員の確保のために抜本的な対策と財政措置を**  
指導員の安定的な確保（10年後には18万人が必要）のために資格制度や待遇改善が必要です。
- ◆ **「放課後子どもプラン」では、学童保育が拡充されることが必要**  
二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの拡充と連携を図ることが必要です。

## 増えているが、まだまだ足りない学童保育

- 学童保育数は、1万7,495か所（2008年5月1日現在） \* 昨年比 827か所増
- 入所児童数は、78万6,883人（5年間で25万人増、2年間で10万人増）
- 法制化後10年で、施設は7800か所増(1.8倍)、利用児童は45万人増(2.4倍)

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加し、 入所児童数は10万人増加（年平均2万人増）
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加し、 入所児童数は20万人増加（年平均4万人増）
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加し、 入所児童数は15万人増加（年平均5万人増）
2007	16,668	744,545人	入所児童数が1年間で61000人増加
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所増加し、利用児童は45万人増加

注) 全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。入所児童数の全数調査は、2006年から実施。それ以外は概数。

### ○学童保育はまだまだ不足しており、入所できない子どもがたくさんいます

- ① 小学校数に対する設置率はまだ7割強。学童保育のない小学校区が少なくありません。
- ② 保育園を卒園した子どもの6割しか入所できていません  
保育園を卒園して小学校に入学した児童数約45万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約28万人で、6割にとどまっています。
- ③ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもはまだ約3割です（低学年児童全体では2割が学童保育に通っています）  
2006年の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の57.2%、7歳～8歳の児童の65%は母親が働いています。児童数にして約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約70万人です。（この数値が、「新待機児童ゼロ作戦」の「10年後に3倍」の根拠となった）

### ○定員のある学童保育では、待機児童数が急増しています

全国学童保育連絡協議会調査では、2007年5月現在、2719か所に1万2217人の待機児童がいます。（注）保育園と違って学童保育は、国や自治体に設置・運営の基準がなく、定員を定めている学童保育は約4割です。残りの6割の学童保育には定員が定められていません。

### ○昨年の6万1000人増と比べて、今年は4万2000人増にとどまった理由

- 国は、ガイドラインを策定して適正規模を示し、「71人以上は2010年度から補助金を打ち切る」という方針を出しているが、自治体では財政難等を理由に、適正規模に分割・新設しないで、入所基準を厳しくするなど、入所を抑制する動きがあること。  
（待機児童にする、入所を断る、高学年打ち切りなど）
- 学童保育を拡充せず、「全児童対策事業」で留守家庭児童対策を行う市町村があること。  
（川崎市・品川区・渋谷区は学童保育を廃止、大阪市・名古屋市などは高額な学童保育を敬遠）
- 大規模化により、保護者が入所をためらったり、途中で退所するケースも増えていること。  
（大規模化は子どもに過酷な生活を強いるため、「行きたくない」という子どもが増えてしまう）

## 急増している大規模な学童保育

子どもへの影響は深刻、指導員も悲鳴をあげている

入所児童数の規模（学童保育数）

（ ）内は%

児童数	98年調査	2003年調査	2007年調査	2008年調査	小計
9人以下	257 (3.3)	473 (4.2)	593 (3.6)	636 (3.6)	40人未満 8368 (47.8)
10人-19人	977 (12.7)	1338 (11.8)	1900 (11.4)	1925 (11.0)	
20人-35人	3176 (41.1)	3646 (32.3)	4165 (25.0)	4501 (25.7)	
36人-39人	692 (9.0)	884 (7.8)	1471 (8.8)	1306 (7.5)	
40人-49人	1421 (18.4)	1973 (17.5)	2619 (15.7)	2775 (15.9)	70人以下 6646 (38.0)
50人-59人	636 (8.2)	1238 (11.0)	2005 (12.0)	2139 (12.2)	
60人-70人	328 (4.2)	775 (6.9)	1561 (9.4)	1732 (9.9)	
71人-79人	125 (1.6)	392 (3.5)	824 (4.9)	861 (4.9)	71人以上 2481 (14.1)
80人-89人	63 (0.8)	278 (2.5)	597 (3.6)	617 (3.5)	
90人-99人	22 (0.3)	148 (1.3)	388 (2.3)	412 (2.4)	
100人以上	29 (0.4)	133 (1.2)	545 (3.3)	591 (3.4)	
合計	7726 (100.0)	11278 (100.0)	16668 (100.0)	17495 (100)	

(注) 98年調査と2003年調査は調査用紙回収率が約9割なので、合計数が実際の学童保育数とは異なります。2007年・2008年調査は実数です。

厚生労働省は、「71人以上」の学童保育の分割を促進するために、2010年度から「71人以上」の学童保育への補助金は廃止するという方針を出しています。したがって、仮に71人以上の学童保育が少なくとも2か所に分割すれば、それだけで2481か所が増えることになります。

### ○子どもたちに深刻な影響を与えています

「事故や怪我が増えた」「騒々しく落ち着かなくなる」「とげとげしくなる」「ささいなことでケンカになる」「自己主張のできない子に目を向ける余裕がない」「指導員の目が行き届かない」「遊びや活動が制限される」などなど。「行きたくない」「退所したい」という子どもも増えています。

### ○学童保育は家庭に代わる「生活の場」として適正規模が必要です

学童保育は、安全で一人ひとりの子どもに安定した安心感のある生活を保障する施設です。そのためには、指導員の一人ひとりの子どもを対象にした人間的な関わり、援助や働きかけが必要です。大規模化の学童保育で指導員を増やしても、一人の指導員は全員の子どもたちを見なければなりません。

- ◆全国学童保育連絡協議会の提言（提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』より）  
「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」
- ◆こども未来財団のガイドラインに関する調査研究（2007年）は、「おおむね40人程度」  
「放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。」
- ◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）  
「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」
- ◆厚生労働省は、分割促進のために、「71人以上」の補助金を2010年度に廃止

## 都道府県別の学童保育数と入所児童数

	都道府県名	学童保育数	増減	小学校数	設置率	入所児童数	小学生生徒数	低学年児童数	低学年の中の入所児童数の割合	学童保育のある市町村数
北海道 東北	北海道	817	30	1,334	61.2%	31,973	286,496	143,248	22.3%	154
	青森県	250	3	376	66.5%	11,349	80,598	40,299	28.2%	34
	岩手県	244	12	429	56.9%	10,173	75,749	37,875	26.9%	32
	宮城県	324	10	463	70.0%	12,766	131,466	65,733	19.4%	33
	山形県	182	14	346	52.6%	8,280	66,272	33,136	25.0%	32
	秋田県	193	11	284	68.0%	7,752	57,244	28,622	27.1%	24
	福島県	309	1	548	56.4%	14,098	123,220	61,610	22.9%	50
関東	茨城県	524	48	579	90.5%	20,431	171,752	85,876	23.8%	43
	栃木県	399	44	414	96.4%	17,102	113,986	56,993	30.0%	31
	群馬県	315	18	348	90.5%	16,391	118,766	59,383	27.6%	32
	埼玉県	865	36	830	104.2%	44,736	400,250	200,125	22.4%	70
	千葉県	731	40	863	84.7%	33,442	336,900	168,450	19.9%	56
	東京都	1,450	13	1,382	104.9%	76,849	588,374	294,187	26.1%	55
	神奈川県	626	41	898	69.7%	27,801	484,177	242,089	11.5%	32
甲信越 東海	新潟県	354	30	568	62.3%	15,291	133,691	66,846	22.9%	30
	富山県	181	12	210	86.2%	11,252	61,048	30,524	36.9%	15
	石川県	225	12	238	94.5%	10,321	67,833	33,917	30.4%	19
	福井県	188	10	215	87.4%	6,186	48,715	24,358	25.4%	16
	山梨県	188	3	217	86.6%	8,200	51,922	25,961	31.6%	24
	長野県	355	17	398	89.2%	19,415	127,689	63,845	30.4%	70
	岐阜県	312	17	388	80.4%	11,148	125,469	62,735	17.8%	40
	静岡県	429	15	541	79.3%	19,123	215,028	107,514	17.8%	36
	愛知県	839	41	987	85.0%	35,535	437,862	218,931	16.2%	56
	三重県	229	15	437	52.4%	8,622	108,737	54,369	15.9%	27
近畿	滋賀県	209	20	237	88.2%	9,534	86,354	43,177	22.1%	23
	京都府	384	13	447	85.9%	17,506	141,636	70,818	24.7%	25
	大阪府	982	42	1,044	94.1%	48,609	502,413	251,207	19.4%	43
	兵庫県	712	18	832	85.6%	33,000	327,311	163,656	20.2%	40
	奈良県	193	9	225	85.8%	10,300	81,168	40,584	25.4%	28
	和歌山県	136	7	310	43.9%	4,641	58,989	29,495	15.7%	26
中国	鳥取県	125	8	164	76.2%	4,420	33,591	16,796	26.3%	18
	島根県	171	11	258	66.3%	4,727	40,104	20,052	23.6%	18
	岡山県	338	33	435	77.7%	13,775	113,207	56,604	24.3%	26
	広島県	461	17	599	77.0%	19,984	163,699	81,850	24.4%	23
	山口県	289	5	355	81.4%	11,241	79,778	39,889	28.2%	19
四国	徳島県	116	-2	274	42.3%	5,682	43,082	21,541	26.4%	19
	愛媛県	171	6	359	47.6%	7,997	81,309	40,655	19.7%	17
	香川県	187	26	201	93.0%	7,009	57,444	28,722	24.4%	16
	高知県	130	12	305	42.6%	5,572	41,321	20,661	27.0%	23
九州 沖縄	福岡県	711	29	778	91.4%	38,395	285,439	142,720	26.9%	64
	佐賀県	174	11	194	89.7%	6,845	53,344	26,672	25.7%	20
	長崎県	230	17	406	56.7%	10,821	86,311	43,156	25.1%	22
	熊本県	305	7	454	67.2%	13,594	106,444	53,222	25.5%	42
	大分県	207	-1	355	58.3%	8,150	66,690	33,345	24.4%	16
	宮崎県	198	10	280	70.7%	6,656	68,662	34,331	19.4%	24
	鹿児島県	290	17	604	48.0%	10,216	99,426	49,713	20.5%	36
	沖縄県	247	19	284	87.0%	9,973	101,908	50,954	19.6%	25
	1624	17,495	827	22,693	77.1%	786,883	7,132,874	3,566,437	22.1%	1,624

(2008年5月1日現在 全国学童保育連絡協議会調べ)

# 自治体で大きく差がある学童保育の設置率

## 都道府県別の設置率(高い順)

都道府県名	学童保育数	小学校数	設置率	71人以上の施設数	71人以上施設の割合
東京都	1,450	1,382	104.9%	255	17.6%
埼玉県	865	830	104.2%	143	16.5%
栃木県	399	414	96.4%	44	11.0%
石川県	225	238	94.5%	36	16.0%
大阪府	982	1,044	94.1%	168	17.1%
香川県	187	201	93.0%	15	8.0%
福岡県	711	778	91.4%	184	25.9%
群馬県	315	348	90.5%	61	19.4%
茨城県	524	579	90.5%	56	10.7%
佐賀県	174	194	89.7%	27	15.5%
長野県	355	398	89.2%	93	26.2%
滋賀県	209	237	88.2%	41	19.6%
福井県	188	215	87.4%	3	1.6%
沖縄県	247	284	87.0%	24	9.7%
山梨県	188	217	86.6%	25	13.3%
富山県	181	210	86.2%	51	28.2%
京都府	384	447	85.9%	61	15.9%
奈良県	193	225	85.8%	45	23.3%
兵庫県	712	832	85.6%	115	16.2%
愛知県	839	987	85.0%	79	9.4%
千葉県	731	863	84.7%	92	12.6%
山口県	289	355	81.4%	32	11.1%
岐阜県	312	388	80.4%	38	12.2%
静岡県	429	541	79.3%	57	13.3%
岡山県	338	435	77.7%	35	10.4%
合計・平均	17,495	22,693	77.1%	2,481	14.2%
広島県	461	599	77.0%	54	11.7%
鳥取県	125	164	76.2%	7	5.6%
宮崎県	198	280	70.7%	8	4.0%
宮城県	324	463	70.0%	25	7.7%
神奈川県	626	898	69.7%	58	9.3%
秋田県	193	284	68.0%	26	13.5%
熊本県	305	454	67.2%	50	16.4%
青森県	250	376	66.5%	41	16.4%
島根県	171	258	66.3%	5	2.9%
新潟県	354	568	62.3%	66	18.6%
北海道	817	1,334	61.2%	81	9.9%
大分県	207	355	58.3%	20	9.7%
岩手県	244	429	56.9%	37	15.2%
長崎県	230	406	56.7%	43	18.7%
福島県	309	548	56.4%	50	16.2%
山形県	182	346	52.6%	36	19.8%
三重県	229	437	52.4%	18	7.9%
鹿児島県	290	604	48.0%	11	3.8%
愛媛県	171	359	47.6%	30	17.5%
和歌山県	136	310	43.9%	6	4.4%
高知県	130	305	42.6%	9	6.9%
徳島県	116	274	42.3%	20	17.2%

(注)厚生労働省は、学童保育の適正規模化を図るための方策のひとつとして、「71人以上」の学童保育への補助金を2010年度から打ち切る方針を出しています。

(注)都道府県別には、政令市・中核市も含まれています。

## 政令市の設置率(高い順)

市町村名	学童保育数	小学校数	設置率	71人以上の施設数	71人以上施設の割合
さいたま市	146	101	144.6%	4	2.7%
神戸市	179	169	105.9%	52	29.1%
広島市	147	141	104.3%	5	3.4%
福岡市	145	146	99.3%	78	53.8%
堺市	92	94	97.9%	60	65.2%
札幌市	202	207	97.6%	36	17.8%
北九州市	126	132	95.5%	22	17.5%
千葉市	114	120	95.0%	18	15.8%
仙台市	115	123	93.5%	8	7.0%
新潟市	98	114	86.0%	37	37.8%
京都市	150	179	83.8%	38	25.3%
合計・平均	2,216	2,747	80.7%	390	17.6%
静岡市	67	84	79.8%	11	16.4%
浜松市	83	119	69.7%	7	8.4%
名古屋市	182	261	69.7%	2	1.1%
大阪市	177	297	59.6%	10	5.6%
横浜市	179	346	51.7%	2	1.1%
川崎市	14	114	12.3%		0.0%

## 中核市の設置率(高い順)

市町村名	学童保育数	小学校数	設置率	71人以上の施設数	71人以上施設の割合
西宮市	56	41	136.6%	2	3.6%
高松市	72	55	130.9%	2	2.8%
高知市	56	43	130.2%	6	10.7%
岐阜市	63	49	128.6%	0	0.0%
金沢市	73	61	119.7%	16	21.9%
高槻市	46	41	112.2%	0	0.0%
長野市	60	54	111.1%	35	58.3%
岡山市	103	93	110.8%	11	10.7%
相模原市	81	76	106.6%	17	21.0%
富山市	68	65	104.6%	37	54.4%
東大阪市	56	54	103.7%	9	16.1%
川越市	33	33	100.0%	7	21.2%
船橋市	54	54	100.0%	23	42.6%
和歌山市	56	56	100.0%	3	5.4%
倉敷市	62	63	98.4%	15	24.2%
宮崎市	45	46	97.8%	1	2.2%
福山市	75	78	96.2%	13	17.3%
久留米市	44	46	95.7%	17	38.6%
宇都宮市	65	68	95.6%	14	21.5%
豊橋市	49	52	94.2%	10	20.4%
横須賀市	45	48	93.8%	2	4.4%
鹿児島市	75	80	93.8%	2	2.7%
合計・平均	2,096	2,254	93.0%	403	19.2%
姫路市	65	71	91.5%	18	27.7%
熊本市	73	80	91.3%	30	41.1%
長崎市	66	74	89.2%	19	28.8%
柏市	36	41	87.8%	9	25.0%
奈良市	42	48	87.5%	15	35.7%
大分市	53	61	86.9%	12	22.6%
函館市	39	49	79.6%	1	2.6%
下関市	41	54	75.9%	8	19.5%
旭川市	41	55	74.5%	0	0.0%
青森市	39	53	73.6%	7	17.9%
秋田市	34	47	72.3%	2	5.9%
松山市	44	61	72.1%	12	27.3%
盛岡市	33	46	71.7%	5	15.2%
岡崎市	35	50	70.0%	4	11.4%
豊田市	51	76	67.1%	10	19.6%
郡山市	30	58	51.7%	5	16.7%
いわき市	37	74	50.0%	4	10.8%

## 学童保育の運営主体と開設場所

### ●運営主体別の学童保育数（どこが運営しているのか）

公立公営が減少し、地域運営委員会方式（注）や保護者等がつくるNPO法人が増えています。民間企業が運営する学童保育も増えていますが（114か所、昨年は69か所）、そう多くはありません。指定管理者制度を導入して運営している学童保育は約1500か所（昨年1420か所）です。代行先は、社会福祉協議会、地域運営委員会、父母会など、導入前の運営主体と同じところがほとんどです。

（注）地域運営委員会の運営とは：地域の役職者（学校長、自治会長、民生・児童委員など）の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

#### 学童保育の運営主体

	か所数	割合	2006年比	備考
公立公営	7,458	42.6%	-2.6%	市町村が直営している
公社や社会福祉協議会	1,968	11.3%	-1.7%	ほとんどが行政からの委託（1322か所）
地域運営委員会	3,024	17.3%	+1.4%	多くが行政からの委託（2133か所）
父母会・保護者会	1,475	8.4%	-0.3%	行政からの委託が多い（913か所）
法人等	3,230	18.5%	+2.7%	私立保育園（約950か所） 私立幼稚園（約200か所） 保育園を除く社会福祉法人（約540か所） 保護者等がつくるNPO法人（約650か所） 民間企業（114か所）
その他	340	1.9%	+0.5%	
合計	17,495	100.0%		

### ●開設場所別の学童保育数（どこで実施しているのか）

開設場所は、余裕教室が最も増えており、学校施設内が半数になっています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上が公設です。

最も劣悪な環境にある民家・アパートは毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の1割近くあります。民家・アパート利用の多い市町村は、横浜市（150）、大阪市（109）、さいたま市（53）、札幌市（49）、名古屋（44）、山形市（25）、函館市（23）、神戸市（21）などです。

#### 開設場所

開設場所	開設場所	割合	2006年比	備考
学校施設内	8,495	48.6%	+2.0	余裕教室活用（4,611） 学校敷地内の独立専用施設（3,179）など
児童館内	2,630	15.0%	-1.4	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,290	7.4%	+0.4	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,885	10.8%	-0.1	公民館内（423） 公立保育園内・幼稚園内（368） その他の公的な施設内（1094）
法人等の施設	1,189	6.8%	-0.3	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,243	7.1%	-0.9	保護者が借りたアパート・借家など
その他	763	4.3%	+0.3	自治会集会所・寺社など
合計	17,495	100.0%		

## 1年生の学童保育への入所率は24%に 高学年児童も増えています

学年別の入所児童数と割合 単位:人 ( )内は%

	2007年調査	2008年調査(A)	小学校生徒数(B)	入所率(A/B)
1年生	267,313 (35.9)	280,460 (35.6)	1,176,236	23.8%
2年生	233,734 (31.4)	245,448 (31.2)	1,181,391	20.8%
3年生	170,468 (22.9)	180,276 (22.9)	1,199,773	15.0%
4年生	40,931 (5.5)	45,129 (5.7)	1,291,904	3.5%
5年生	17,943 (2.4)	19,474 (2.5)	1,201,355	1.6%
6年生	10,354 (1.4)	11,543 (1.5)	1,182,215	1.0%
幼児等	3,802 (0.5)	4,553 (0.6)		
合計	744,545 (100.0)	786,883 (100.0)	7,002,805	

(注) 幼児を受け入れている学童保育は、沖縄県に多い。沖縄では就学前6歳児の多くが公立幼稚園に入るため、保育所が未整備であり、共働き・一人親家庭などの幼稚園児が入所している。

(注) 小学校生徒数は、2007年5月1日現在(『文部科学統計要覧 平成20年度』より)

低学年と高学年の入所の割合 単位:人 ( )内は%

	98年調査	2003年調査	2007年調査	2008年調査
1～3年の合計	91.3%	91.9%	671,515 (90.2)	706,184 (89.7)
4～6年の合計	8.0%	7.4%	69,228 (9.3)	76,146 (9.7)
幼児その他	0.7%	0.7%	3,802 (0.5)	4,553 (0.6)
	100.0%	100.0%	744,545 (100.0)	786,883 (100)

(注) 98年調査と2003年調査の「その他」は4年～6年の合計数であるため、4～6年の合計に加えた。

### <参考> 学童保育に入所できる学年と保護者の願い

2007年の学童保育実態調査(全国学童保育連絡協議会調べ)では、「3年生まで」と「6年生まで」が、約半数となっています。

実際に入所している学年

	全体	父母会等の運営
3年生まで	773 (46.8)	277 (32.7)
6年生まで	763 (46.2)	530 (62.5)
その他	116 (7.0)	41 (4.8)
合計	1652 (100.0)	848 (100.0)

(回答数は市町村数)( )内は%

保護者の要望(何年生まで利用したいか)

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.5%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

全国学童保育連絡協議会が2002年に保護者を対象に行ったアンケート調査結果では、「6年生まで」利用できるようにしてほしいという要望が最も多く出されました。

「70人以下」にするために、高学年児童を「追い出す」「入所制限をする」といったことが各地で起きていますが、高学年でも必要とする児童が入所できる施策が必要です。

## 参考資料

# 資料 1 学童保育で過ごす生活時間は小学校より長い

## 小学校で過ごす時間よりも、約510時間も長い(2007年調査)

共働き・一人親家庭の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」である学童保育で過ごします。学童保育の年間開設日数の平均は278日です。時間にすると1650時間にも及びます。

学年によって授業時間数が異なりますが、1年生～3年生の平均を取ると次のようになります。(学童保育の開設時間は、2007年の実態調査結果から)

### ● 児童が学校にいる時間(1年生～3年生の平均) …… 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30～14:30=6時間

学年ごとに授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

平日198日 × 6時間 = 1188時間 + (-79-40+40) ÷ 3 = 1142時間

(1年生は週2日4時間授業 - 1時間×79日 = -79時間)

(2年生は週1日4時間授業 40日 = -40時間)

(3年生は週1日6時間授業 40日 = +40時間)

### ● 児童が学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) …… 年間約1650時間

2007年調査では平均的な開設時間は次の通りでした。

\*平日は、下校後から午後6時7分まで保育。

\*土曜日は、朝8時20分から午後5時34分まで保育(8割の学童保育は開設)。

\*長期休業日は、朝8時9分から午後6時3分まで保育。

(平日)198日 × (14:30-18:07=3時間37分) = 716時間 + {(79+40-40) ÷ 3} = 742時間

(土曜日)49日 × (8:20-17:34=9時間14分) = 452時間

(長期休業日)47日 × (8:09-18:03=9時間46分) = 459時間 合計 1653時間

## ○下校時の安全対策から終了時刻が延び、学童保育で過ごす時間がさらに長くなっています

下校時の安全面への不安から、保護者のお迎えが増えています。それにもなつて学童保育の終了時刻も遅くなり、これまでの「6時」から、「6時30分」「7時」が増えています。

## ○施設と職員の十分な整備が求められています

学校以上に長い時間を過ごす学童保育では、子どもたちの安全と安心感のある毎日の生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任はたいへん重いものです。毎日の生活をする施設として十分な条件整備がなされなければなりません。



## 資料2

# 厚生労働省の学童保育に対する方針

学童保育を2万か所に増やす、ガイドラインを策定して質的向上を図る

<2008年度の厚生労働省の学童保育に対する方針>

○学童保育整備のスピードアップを図る → 2008年度中に16600か所を2万か所に

○分離・分割促進のために、「71人以上」の学童保育に対する補助金は2010年度に打ち切り

○国の学童保育予算（184億9600万円）

①運営費 ◆総額 161億3200万円（前年比22億8700万円増）

◆補助対象か所数 2万か所（前年比同じ）

◆補助単価 補助率は3分の1（国1/3 都道府県1/3 市町村1/3）

2008年度の補助単価

（単位：円）

	入所児童数	年間開設日数		
		250日 (基準開設日数)	290日の場合	200日-249日 (2010年度廃止)
児童数 区分	10人～19人	990,000	1,510,000	対象外
	20人～35人	1,612,000	2,132,000	1,611,000
	36人～70人	2,408,000	2,928,000	
	71人以上 (2010年度廃止)	3,204,000	3,724,000	

\*午後6時以降も開設している学童保育は、時間数に見合った加算がある（1時間199,000円）

\*障害のある子の受け入れのために年間142万円の加算がある

②施設整備費 ◆総額 23億6400万円（前年比5億5000万円増）

## ○学童保育のガイドラインを初めて策定（2007年10月）

（2007年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より）

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているところである。

本年4月、総合的な放課後対策を推進するため、「放課後子どもプラン推進事業」が施行されたところであるが、「放課後児童クラブ」を「生活の場」としている児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資することを目的とし、本ガイドラインの策定を行ったところである。

本ガイドラインは、各クラブの運営の多様性から、「最低基準」という位置付けではなく、放課後児童クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

○「放課後子どもプラン」は、文部科学省・教育委員会・学校との連携で、学校施設を学童保育の実施場所として利用しやすくすることがねらい

しかし、補助金の総額も補助単価（運営費、施設整備費）も、実態から比べるとまだまだ少なく（資料6参照）、市町村の持ち出しが多くなるため、思うように整備がすすんでいません。

### 資料3

## 実際の運営費と比べて少ない補助単価

1施設年間400万円前後で運営できると国が想定していることが大きな問題です  
 実際の運営費の平均は1施設年間1000万円以上

国の補助金の単価は、児童数20人～35人規模の学童保育で年間400万円前後で運営できると想定して、その半額の200万円程度としています。

この補助単価の3分の1（約70万円）が国から出される補助金です。（残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担）

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、年間1000万円以上の運営費がかかります。（右表参照）

2007年の実態調査では、市町村の平均補助金額は1施設年額430万円でした。これに保育料が月1万円程度で、合計して年間1000万円の運営費となります。

1000万円のうち、国から支出される金額はわずか70万円ですから自治体の持ち出しがかなりあります。これが、分割して適正規模にするうえでの大きな障害となっています。

400万円前後で学童保育が運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れており、大きな問題です。

学童保育の貧困な実態を底上げするためにも、国の補助単価を大幅に引き上げる必要があります。

●ある民間学童保育の運営費(名古屋市)●  
 児童数28 指導員2名(1年目、1.5年目)  
 施設は、市がプレハブを無償で貸与

収入	市からの補助金	329.9万
	(国の補助金151.8万含む)	
	保育料	458.3万
	(平均1世帯月13000円)	
	事業収入	28.3万
	おやつ代	59.8万
	その他(積み立て金)	34.8万
収入合計		911.1万
支出	指導員人件費	600.0万
	福利厚生費	105.0万
	アルバイト料	121.1万
	水道光熱費	24.1万
	教材費	15.6万
	おやつ代	59.8万
	電話代	6.9万
	消耗品費・備品費	14.9万
	保険料	8.2万
	支出合計	

赤字分は次年度に繰り越し

## 学童保育の補助金はあまりに少ない(総額は158億円)

●保育所の約3,600億円(民間保育園への補助金)と比べて見ると

学童保育(2007年度)		保育所(2006年度)		保育所と比べて 学童保育は
施設数	1万6668か所	施設数	1万572か所	約1.6倍
入所児童数	約74万人	入所児童数	約110万人	約3分の2
指導員数	約6万人	保育士数	約22万人	約4分の1
1施設当たりの 国庫支出額	約93万円	1施設当たりの 国庫支出額	約3,400万円	約40分の1
児童1人当たりの 予算額	約2万1400円	園児1人当たりの 予算額	約32万7000円	約15分の1

\* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

\* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

## 資料4 学童保育の利用児童を、10年間で3倍に 国の少子化対策重点戦略、行動指針、「新待機児童ゼロ作戦」

### 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（抜粋） 平成19年12月

#### 3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

（新たな枠組みの構築の必要性）

- ① 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
  - ・ 学齢期の放課後対策 — 全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保

### 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で示された数値目標

（平成19年12月18日 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）

#### Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

##### ⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合

	現状	5年後（2012年）	10年後（2017年）
放課後児童クラブ（1年～3年）	19.0%	40%	60%

### 「新待機児童ゼロ作戦」について（抜粋） 平成20年2月27日

#### 2 目標

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。

<10年後の目標>

- ・ 放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合 60%（現行19%）  
〔登録児童数145万人増〕

#### 3 基本方針

- （2）小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）にも施策対象を拡大する。
- （3）保育サービス及び放課後児童クラブについて、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大する。
- （4）子どもの健やかな育成と預ける保護者の安心の確保の観点から、一定の質が確保されたサービスの提供を保障する。

#### 4 具体的施策

- （2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
  - 「放課後子どもプラン」等に基づき、学校の余裕教室等を活用して、留守家庭児童に対して安心感のある安定した生活の場を確保し、多様なニーズ等に対応するため、放課後子ども教室推進事業と連携しつつ、必要な全小学校区での設置を図る。
- （5）質の向上等に資する取組の推進
  - ③ 質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進  
放課後児童クラブガイドラインを踏まえた質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進を図る。

## 資料5 「利用児童3倍化」実現のための私たちの要望

「新待機児童ゼロ作戦」等では、学童保育については、利用児童を10年後に3倍を増やすことを目標とし、「質の高い」学童保育の推進を図るとしています。学童保育の量的・質的拡充を着実に実現していくために、以下の点がどうしても必要です。

- 1 **必要な財政措置を図ること。また、地方自治体に対する十分な財政措置を図ること。**
  - ① 学童保育の量的な拡大と質的な拡充を図るための基盤整備である施設整備費と、指導員の安定的な確保ができる運営費が十分に確保できるよう大幅な補助金増額を図ること。
  - ② 地方自治体が積極的に施策を講じることができるよう地方自治体への十分な財政措置を講じること。(例えば、補助率の見直しや他の施策による特別な財政措置など)
- 2 **学童保育の整備に絶対不可欠な基盤整備(施設・指導員)を早急に図ること。**
  - ① 独立専用施設の設置および学校施設や他の公的施設などを活用し、働く親を持つ小学生の「毎日の生活の場にふさわしい施設」を確保すること。
  - ② 専任で常勤の指導員を複数配置すること。資格と養成制度を創設するなどして、指導員を安定的に確保すること。現在、劣悪な勤務条件や待遇などが原因で、各地で指導員の欠員が発生しています。指導員を大量に安定的に確保していくためには、専任・常勤・複数配置、公的資格制度と養成機関の創設、現任研修の拡充が絶対不可欠です。
  - ③ 大規模学童保育の解消のために、分割と新設を早急にすすめること。
- 3 **量的な拡大により質が低下しないよう、全国的な一定水準の確保を図ること。**
  - ① 放課後児童クラブガイドラインにそって「生活の場」としての質的な向上をすすめるとともに、ガイドラインの改善と学童保育の設置・運営基準、「最低基準」の策定と財政措置により、質的な拡充を図ること。
  - ② 国民生活センターの提言・指摘などにもあるように、公的責任での拡充をはかるために、国としてよりきめ細かい指導監督を行うこと。
- 4 **地方自治体として積極的な取り組みが促進されるよう努力すること。**
- 5 **保護者等への広報を周知すること、利用しやすい制度とすること。**

また、保護者が利用しやすくなるように行政が積極的に関与し、申し込みのシステムを整備したり、利用者を保護するためのルールをつくったり、保護者負担の軽減などを行うこと。
- 6 **留意すべきこと（全児童対策事業との一体化をしないことなど）**
  - ① 一部の自治体に見られる「全児童対策事業は学童保育機能を含む」「放課後子ども教室と『一体化』で推進」などの考えによって、学童保育ではない事業利用者を目指数に含めてはならないことを確認・周知徹底すること。
  - ② 子どもたちの安全や事業の継続性が確保できないほどに要件を緩和していくことや(例えば、「ただ数だけ増やせば良い」「ガイドラインは無視して良い」など)、かつて根強くあった「地域の実情に応じて劣悪なものでもよし」とする考え方に戻してはならないことを確認・周知徹底すること。

## 資料6 勤務体制・職員数・働く条件の改善が急務です

### ○75%の指導員は、保育士または教諭などの資格を持っています

国には学童保育指導員についての公的な資格制度はまだありません。専門的な仕事に見合う公的な資格制度の創設が必要です。全国学童保育連絡協議会は、2003年6月に発表した提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の中で、独自の公的資格制度の必要性を提案しています。

### ○指導員の配置や勤務体制、待遇は課題が山積しています

- ・児童館事業との兼任、ローテーション、1人体制のところがあります。
- ・午後からの勤務で打ち合わせや準備の時間が保障されていないところがあります。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いています。
- ・公立公営の学童保育では、圧倒的多くが非常勤・臨時・嘱託・パートの職員です。
- ・父母会などが雇用している指導員の労働条件は、自治体の補助金によって大きく左右されています。社会保険や退職金もない場合が多く、低賃金で不安定な雇用など劣悪な労働条件のもとで働いています。

◆半数の指導員は年収150万円未満（以下、全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より）  
150万円未満（52.7%）、150万円以上300万円未満（38.3%）、300万円以上（9.0%）

◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（53.3%）

◆指導員の待遇は依然として改善されていない

退職金がない（71.3%）／社会保険がない（37.5%）

一時金がない（58.0%）／時間外手当がない（35.4%）

◆指導員の総数は約6万4300人（2003年は約4万8000人）（ ）内は全体の比率

公営 正規職員：2600人（4.0%） 非正規職員：2万8400人（44.2%）

民間 正規職員：1万4500人（22.6%） 非正規職員：1万8800人（29.2%）

### ○厳しい勤務条件のもと、退職指導員があとをたちません(3年で半数が退職)

#### 川崎厚生労働大臣 「できる限り継続して勤めてほしい」

「放課後児童クラブにおける職員と児童の関係は、児童の健全育成の観点から重要であることから、職員にはできる限り継続的に勤めていただけるよう、自治体において研修の充実などに配慮していただくことが重要であると考えております」

(2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会)

### ●学童保育で「安心感のある安定した生活の場を確保」(「新待機児童ゼロ作戦」)するには、指導員に関わる5つの課題が解決される必要があります

- ① 指導員の仕事の確立
- ② 「専任、常時複数、常勤」配置という配置基準の確立とその財政的保障
- ③ 現実に指導員が安心して働き続けられるような労働条件の向上
- ④ 指導員の力量を向上させていくための研修の充実、研修体系の確立
- ⑤ 学童保育の役割を果たせる指導員が、安定的に確保されるための公的な資格制度と養成機関

## 資料7

# 学童保育と「放課後子ども教室」 それぞれを拡充し、「一体化」ではなく「連携」を

### ○学童保育と「放課後子ども教室事業」は目的も内容も異なります

学童保育は、児童福祉法に位置づく事業で、共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障する施設・事業です。働く親を持つ子どもたちにとっては「家庭に代わる毎日の生活の場」です。

一方、文部科学省は2006年9月28日に出した「放課後子どもプランQ&A」で、「放課後子ども教室事業」は「基本的に、子どもが自由に出入りできる居場所づくり事業であり、『放課後児童健全育成事業』のように、児童の人数に応じた補助基準額は設定しない」「地域の方々と子どもたちとの活動を通して交流を深める地域ボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではない」と説明しています。

いま求められているのは、それぞれの事業が目的に応じて拡充され、そのうえで「連携」が図られることです。「一体化」していくことではありません。

### ○「放課後子ども教室事業」は、週に1回実施が大半です

2007年度の「放課後子ども教室事業」の実施か所数は約6300か所（約5700校区）。しかも、多くのところが週1回程度の開催でした。この事業は、2004年度から実施している「地域子ども教室事業」を発展させたものですが、開催回数は週1回程度が大半です。（2007年度の実施回数はまだ公表されていません）

#### 財務省総括調査の結果（抜粋）

平成17年度 文部科学省「地域子ども教室推進事業」

○子ども教室開催状況（1日あたり参加人数（平均）31.1人）

週1回	週2回	週3回	週4回	週5回上
62.5%	15.5%	5.4%	3.3%	13.3%

（注）この財務省の調査は、予算の執行にかかわって各事業の政策評価をおこなうために実施したものです。

### ○同じ部屋で同じ職員が両方の事業を行う「一体化」は、学童保育の廃止と同じです 学童保育の目的・役割を果たすには、次のことが欠かせない要件です

- ① 働く親を持つ子どもたちの放課後（土曜・夏休み等は一日）には、「生活の場」が必要
- ② 家庭に代わる「生活の場」が必要な、毎日継続して利用する子どもたちがいること
- ③ 子どもたちが毎日過ごす専用施設（専用室）・専用設備があること
- ④ 子どもたちに継続的、安定的に毎日の生活を保障する専任指導員がいること

30人～40人の適正規模の学童保育（放課後児童クラブ）という「生活の拠点」があつて初めて、「放課後子ども教室事業」や児童館などを利用し、地域やクラスの子たちとも安心して遊べます。

## 資料8

# 学童保育と「放課後子ども教室」の違い

## 「放課後子どもプラン」で推進する二つの事業の違い

事業内容	放課後子ども教室	学童保育(放課後児童クラブ)
所管・担当課	文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 育成環境課
主旨	▽すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。	▽共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定) ▽学童保育の未実施小学校区の早急な解消を図るためのソフトおよびハード両面での支援措置を講じる。
予算額	79億円(国負担分、前年比10億円増)	186億円(国負担分、前年比29億円増)
実施目標数	1万か所(当初の目標は2万か所)	2万か所(前年比5900か所増)
実施場所	特定の固定した施設はなく、体育館や運動場、公民館などの施設を活用	学童保育の専用施設(室)は、余裕教室を転用したり、校内の独立施設、児童館内の専用室など
実施状況	以下は実施状況は、2004年度～2006年度まで実施していた前身の「地域子ども教室推進事業」の実施状況から(2006年度)	2007年の学童保育実態調査から(全国学童保育連絡協議会実施)
実施状況	8300か所で実施(2007年度の実施予定は6300か所)。1か所の年間平均実施回数は87回。週1回実施65.5%、週2回実施15.5%など(2005年度財務省調査より)	年間290日開設が全体の半数。平均開設日数は278日。土曜日は8割が朝から1日開設。長期休業日は朝から1日開設。1施設の年間開設時間は1650時間に及ぶ
利用児童数	1回の平均参加児童数 32.5人	入所児童数は1施設平均 44.7人
延べ利用児童数	2117万人。1か所年間延べ参加者数平均2545人。	延べ利用児童数は2億700万人。 1施設当たりの延べ入所児童数1万2426人
保護者負担	保険料程度	保育料の全国平均は7000円程度
スタッフ・職員	地域の高齢者等がボランティアとして協力	専任指導員は1施設平均3.86人。7割以上が保育士や教諭の資格を持っている。指導員の年間勤務時間は約1800時間にも及ぶ

(政府の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が作成)

## 資料9

# 学童保育を廃止した「全児童対策事業」では 留守家庭児童の行き場がなくなっています

## ○川崎市の「わくわくプラザ」では、「定期的」利用児童が、学童保育が実施されていた時代の入所児童の半分にまで減っています

川崎市は、2003年度から公営の学童保育を廃止して、すべての小学校内で「わくわくプラザ」を実施しています。

実施日や実施時間は一般的な学童保育に近い形で行われていますが、スタッフ（指導員）の子どもや保護者への関わりは、学童保育のように「安全で安心感のある毎日の継続した生活」を保障するものではなく、「遊びに来た子どもに安全な遊び場を提供」するものであり、スタッフの主な仕事も「安全な遊び場の確保」です。1か所の運営費は1000万円以上とされています。

「わくわくプラザ」を利用するには登録が必要で、全校生徒の4割が登録しています。登録していても利用しない子も多く、2005年度では平日の1か所の平均利用児童数は51人です（小学校生徒数の8.7%）。このうち、留守家庭児童などの「定期的利用」の登録数は、1小学校平均44人で、全児童数の7.6%です。定期的利用児童の利用率は52.4%ですから、1小学校平均の定期的利用者は23.2人となっています。2002年度までの学童保育利用児童が1学童保育あたり入所児童数が40人でしたから、学童保育の必要性がますます高まっているのに、定期的利用児童が半減していることとなります。（全国的には、学童保育の利用児童数は、この3年間で1.4倍になっています）

## ○働く親を持つ小学生には学童保育を

**留守家庭児童対策には固有の制度・施策が必要 → 1997年に法制化**

かつて政府は、「児童館事業や校庭開放事業の組み合わせで留守家庭児童対策はできる」としていました。しかし、親たちは「学童保育でなければ安心して預けられない」と、学童保育の国の制度化を求めてきました。その結果、1997年に児童福祉法において法制化されました。

異なる事業との「一体化」「一体的運営」では、学童保育の役割は果たせません。

### 法制化以前の政府の考え方(1991年以前)

「留守家庭児童対策については、従来から児童館においてこれらの児童に対して必要な指導をおこなうとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである」（国会で採択された「学童保育の制度化を求める請願」に対する政府回答）

### 就学後の児童に保育事業のような事業が必要なので、法制化（1997年4月）

○小泉厚生大臣「いわゆる放課後児童の健全育成、今言われた学童保育の問題について、時代も変わってきております。社会背景も戦後からは大きく変わっておりますので、今回、児童の健全育成の観点から児童福祉法も改正しなきゃならないのではないか」「就学前の子どもが保育所に行くのが当然であった、それが就学後のいわゆる学童に対しても今までの児童育成といいますか保育事業に似たようなそういう事業も必要ではないかという声が強く起こっているということから、今後ともそういう面に配慮しようということで改正案をお願いしているわけであります」

### 「全児童対策は学童保育事業に代替えできるとは思わない」と厚生労働省も答弁

○岩田・雇用均等・児童家庭局長（2003年7月3日、参議院厚生労働委員会の答弁）

「この放課後の全児童対策をやれば留守家庭対策としての放課後児童健全育成事業が代替できるというふうには思っておりません」



# 資料10 学童保育数と補助金、施策の推移

年	学童保育数	学童保育数 前年比	国庫補助総額 (万円)	国庫補助単価 (万円)	国庫補助対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設(留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0843	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定。補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文科科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。
2007	16,668	810	158億5000	213.2 (注)	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一歩本化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	同上	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正(予定)。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円は倍増。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2007年度補助単価は児童数20-35人で290日開設の場合の金額

## 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

### <主な活動と今年の予定>

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万8000人）

◆全国学童保育指導員学校の開催（2007年実績、第32回目 合計4630人受講）

会場	日程	開催地	受講者数
西日本会場(大阪)	6月3日(日)	大阪府堺市・サンスクエア堺	520人
西日本会場(滋賀)	6月10日(日)	滋賀県草津市・立命館大学	730人
南関東会場	6月3日(日)	東京都目黒区・東京大学	760人
北関東会場	6月10日(日)	茨城県水戸市・茨城大学	800人
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	370人
東北会場	9月24日(祝)	岩手県盛岡市・アイーナ	610人
九州会場	9月30日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	840人

◆全国学童保育研究集会の開催(東京)

第43回 2008年10月4日(土)～5日(日) 北海道・札幌市きたえーる、北海道大学

◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施) ②学童保育の詳細な実態調査(最新は今年の調査で報告書発表) ③指導員の実態調査(最新調査は2005年実施) ④都道府県の単独事業の実施状況調査 ⑤学校週5日制土曜日開設調査 ⑥保護者ニーズ調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報2003-2004』

2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き(2004年版)』

2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う(実践記録集第5集)』『学童保育情報2005-2006』

2006年『学童保育ハンドブック』(㈱ぎょうせい)『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『指導員の現状・仕事・願い』

2007年『よくわかる放課後子どもプラン』(㈱ぎょうせい)『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。